

特定技能外国人材受入実施規程

令和5年10月27日制定

令和7年10月7日改正

令和8年3月10日改正

(目的)

第1条 この規程は、会員の特定技能外国人材の受入に関する基本的事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 協会は、特定技能外国人材の受入に関し、厳正・確実かつ公正に実施するとともに、個人情報 の取扱いに十分留意する。

(受入対象会員)

第3条 特定技能外国人材の受入が可能な対象会員は、次のとおりとし、両会員を併せて以下、「受入会員」という。

- 一 定款第7条第1項第一号に規定する正会員
- 二 定款第7条第6項に規定する準会員

(受入対象職種)

第4条 受入会員が、特定技能外国人材に従事させることができる対象職種は、電気工事とし、次のとおりとする。

- 一 屋内線電気工事
- 二 電気工事に付帯する工事（屋内線電気工事に付帯する、雑工事、斫り、防火区画処理、小運搬）
- 三 電気土木工事（屋内線電気工事に付帯する、当該工事敷地内での外構工事）
- 四 通信工事（屋内弱電工事）

(準会員の入会に関する事項)

第5条 定款細則第2条第4項の規定により準会員として入会しようとする者は、本会所定の準会員入会申込書（様式1）により行うものとする。この場合において、当該入会しようとする者は、直近3カ年間に建設業法における請負契約の締結の実績が複数回ある正会員である企業会員又は副企業会員（専任技術者の配置のある者に限る）1名の推薦を受けなければならない。

2 準会員入会申込書の提出は、前項の推薦を行う会員（以下「入会推薦会員」という。）を経るものとし、入会推薦会員は本会所定の推薦状（様式2）とともに、会長に提出するものとする。

3 入会推薦会員は、次の各号のいずれも具備する者を推薦しなければならない。

- 一 資本金又は出資金が5百万円以上である法人であること
- 二 直近3期以上連続して当期純損失を計上していないこと

4 準会員の資格取得は、会長が入会の承認をした時とし、入会した者を理事会に報告する。

(会員証明書の発行)

第6条 会長は、受入会員からの申請を受け、国土交通省「外国人就労管理システム」（以下「国土交通省システム」という。）において「建設特定技能受入計画」を提出する際に添付する「会員証明書」（様式3）を交付する。

- 2 受入会員は、会員証明書の交付を申請する際には、本会所定の申請書（様式4）に、次に掲げる書面を添付して会長に提出しなければならない。
 - 一 一般社団法人建設技能人材機構（以下「機構」という。）が定める「特定技能外国人材の適切かつ円滑な受入の実現に向けた建設業界共通行動規範（以下「行動規範」という。）の遵守及び機構への受入負担金の納付や協会への報告等に係る誓約書（様式5）
 - 二 国土交通省システムにおいて作成する「特定技能外国人に関する事項」に記載する内容と同一の「特定技能外国人材受入リスト」（様式6）
 - 三 削除
- 3 会長は、会員証明書を交付した受入会員を台帳に登録する。
- 4 会長は、受入会員が第10条の規定により受入会員資格を喪失したときは、前項の台帳から登録を削除する。

（準会員の入会金・会費に関する事項）

第7条 定款第8条に定める準会員の入会金及び会費の納入については、入会金は第5条第4項に定める入会の承認があった時、納入するものとし、会費は同承認があった日の属する月の翌月分から納入するものとする。

（機構への受入負担金の納入）

第8条 受入会員は、機構への受入負担金として、1号特定技能外国人が就労を開始した日が属する月から当該外国人が退職した日が属する月までの間、1人当たり月額12,500円を協会から指定された期日までに協会に納入しなければならない。

- 2 協会は受入会員に対して受入負担金の請求書を発行し、受入会員は請求書の内容に従い支払期日までに受入負担金を納入する。
- 3 協会に納入された受入負担金は、協会が機構に納入する。

（会長への報告）

第9条 受入会員は、国土交通省から認定を受けた「建設特定技能受入計画」に記載した特定技能外国人材に関して、国土交通省への提出が義務付けられている受入報告書、退職報告書、帰国報告書、継続不可事由発生報告書を提出する際には、その写しを速やかに会長に提出しなければならない。

- 2 受入会員は、第6条第2項第二号に掲げる「特定技能外国人材受入リスト」（様式6）に変更がある場合は、速やかに変更し会長に提出しなければならない。

（受入会員資格の喪失）

第10条 受入会員は、次の場合に受入会員資格を失うものとする。

- 一 受入会員が定款第9条に定める会員資格を喪失したとき
 - 二 第7条に定める会費及び第8条に定める受入負担金を支払期日より1カ月を超えても納入しないとき
 - 三 行動規範に反する行為を行ったとき
- 2 入会推薦会員が退会したときは、当該会員から推薦を受けた準会員は、速やかに別の正会員である企業会員から第5条第1項の推薦を受けなければならない。

（通知）

第11条 協会は受入会員が、前条の規定により受入会員資格を喪失したときは、速やかに国土交通省及び機構に通知する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、常任理事会の承認を得て行うものとする。

(補足)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、常任理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 本規程は、令和5年10月17日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 改正後の本規程は、令和7年11月1日から施行する。

(準会員の 신설に伴う経過措置)

- 2 準会員の会員種別の 신설前に特定技能外国人材の受入れを目的に正会員として入会した者は、本規程の施行月から6カ月内に限り、定款細則第2条第1項に規定する正会員2名からの会員種別を準会員に変更することの同意及び当該正会員2名のうち企業会員1名の何れかの第5条第2項に規定する推薦により準会員としての入会申し込み手続きをすることができるものとする。なお、第5条第4項により準会員としての入会を承認された時は、同日に正会員を退会したものとみなし、会長は当該退会の旨を所在する地域の支部長へ通知する。

付則

(施行期日)

- 1 改正後の本規程は、令和8年3月10日から施行する。